

## IV 情報の管理

### 1 情報収集

#### (1) 平常時における情報整備

##### ① 岐阜県地域防災計画の確認

岐阜県地域防災計画を正しく理解するとともに、全国的に防災体制整備の一環として自治体間等の応援協定が締結されているので、防災計画中の災害派遣協定を確認しておく。

##### ② 関係機関との情報ネットワークおよび情報連絡網の確立

身近な地域単位の地域ケアネットワーク、子育て支援ネットワーク等で平常時から支援体制を確立しておく。また、自治会役員、民生・児童委員、ボランティア等で連絡網を確立する。

##### ③ 要支援者のリスト作成

緊急時対応の必要な者の病名、症状、治療状況、主治医、関係機関、地図、訪問優先順位等を記した相談表を整備し、個人情報管理される鍵のかかる場所に適切に保管する。保管場所については関係者に周知するとともに、その鍵の保管場所も明確にしておく。

また、これらの個人情報を保管するにあたっては、本人の同意を得て情報の収集を行う必要があるため、個人情報の取り扱いは慎重に対応する必要がある。

##### ④ 管内医療機関、福祉施設の把握

機関別、機能別、エリア別の名簿ならびにマップ等を作成し、その施設の特徴を明記しておく。さらに、災害時の役割が明確になっている施設はその内容も明記しておく。

##### ⑤ 災害発生時、収集すべき時系列の情報リストを作成

##### ⑥ 被災市民への安全対策、健康対策の啓発

災害時、周知用のパンフレット、リーフレットの作成がすぐできるように、これまでの災害で活用されたパンフレット等を収集しておく。

##### ⑦ 活動に必要な物品台帳や物品の保管場所を確認する

災害時の必要物品を日常から備蓄するとともに、その保管場所を明確にしておく、また、保管庫などに備蓄されている場合はその鍵の保管場所も明確にしておく。

#### (2) 被災時の情報収集

被災時の活動方針を考えるうえで、最も重要なのが情報の収集である。

情報の混乱、遮断を回避するため、収集すべき情報の種類、方法、提供すべき情報を随時整理する必要がある。

##### ① 被災者の健康情報の把握

フェーズ毎に被災状況を的確に把握するとともに、被災者の健康状況を把握する。その際、他県等から派遣された応援保健師が統一した対応ができるよう対応マニュアルを整備する必要がある。また、把握した健康情報を一カ所に集中し、その部署がその健康状況を分析し、状況に応じた対応を判断、指示することが重要である。

##### ② 医療機関、福祉施設の受け入れ状況の把握

医療機関の受け入れ状況を把握し、被災者の状況に応じて受診を勧奨するが、状況は刻々と変化するので、常にタイムリーな医療機関の状況把握に努める必要がある。医療機関を調整する本部の部署と常に連携をとり、被災者の健康状況に対応できる医療対応が常にできる状況が維持されることを念頭におくことが重要である。また、被災状況に応じて、近隣の自治体の医療機関、福祉施設の利用を対策本部に要請する必要がある。

### ③ ボランティアの情報把握

医療・保健関係者のボランティアについては、そのボランティア受け入れ窓口と調整し、どのような支援が必要か明確にする必要がある。ボランティアと他県等からの応援保健師の支援内容を常に調整をし、支援が重複しないように、また、的確に専門性が生かせるような調整が必要である。

### ④ 被災市町村の保健師の被災状況および健康状況の把握

被災市町村の保健師も被災者であることを前提に対応することが重要である。そのためには、心身の健康状況を常に把握し、必要に応じて早期に休養するなどの対応が必要である。

### ⑤ 他の自治体の保健師の応援状況の把握

応援保健師を受け入れるにあたり、応援の日数、時間、経験年数等の状況を把握し、適切な応援配置ができるような考慮する。

### ⑥ 的確な被災状況を把握するためには、安全を確保しながら直接地域や避難所へ出向いて避難者から生の声をできるだけ聞くことが重要である。また、移動手段の確保も重要で状況に応じて公用車や自転車、バイク等を活用する。

## (3) 終結時の情報収集

### ① 復興状況の把握

建物の再建や、インフラが復旧し、復興の兆しがみえても、被災者の心身の回復は長期にわたると言われている。このため、復興状況の情報を常に把握し、継続される課題を明確にしていく必要がある。

### ② 他の応援保健師からの意見の把握

応援保健師から、応援にあたっての感想、意見を把握し、報告書等を作成する際の参考にする。

### ③ 災害時の活動報告を作成するための情報把握

報告書を作成するにあたっては、従事職員及び応援保健師からの情報を把握する。

## 2 情報の提供

### (1) 住民への情報提供

#### ① 健康情報

死亡者、負傷者、救護所の開設状況、医療機関の開設状況(人工呼吸器、人工透析等医療機器と特定機能の稼働、入所・入院できる医療機関・福祉施設)、感染情報と予防対策、災害時に起こり得る疾患についての対処方法、消毒等の衛生情報、治療食の入手先、食中の予防、こころのケア等の情報提供をおこなう。

#### ② 生活環境情報

被災状況(倒壊状況、浸水状況)、危険箇所、避難所の開設状況、井戸水・わき水を利用する際の衛生上の注意、ごみ収集日時、ライフラインの復旧状況、公共交通機関の運行状況、交通規制、道路の寸断等、救援物資の配給状況、義援金、スーパー・商店街の开店状況、安否情報、ボランティア情報センター、仮設住宅情報等

### ③ 情報提供の手段

被災状況に応じて情報提供の手段を活用する。避難場所においては、はり紙やちらしの配布、必要に応じてマイクを活用する。個別住宅へは町内会をとおしたチラシの配布や広報車による町内巡回など、状況に応じた広報を実施する。その際、一つの方法のみでなく、複数の手段を活用した方法が有効である。

さらに、高齢の単身者などに対しては情報が的確に届いているかなど確認をする必要がある。

### ④ 障がい者への情報提供(聴覚障がい、視覚障がい)

聴覚障がい、視覚障がい、知的障がいなどの障がい者への配慮も必要である。情報提供の配慮も必要であるが、正確に情報が把握されているかの確認をする必要がある。

## (2) 厚生労働省への情報提供

災害対策本部が窓口となって報告を行うこととなるが、災害対策本部に情報提供する必要がある。その際、厚生労働省から求められる報告事項に限らず、収集した情報については常に把握できるよう整理をしておく。

## (3) 保健師応援・派遣自治体への情報提供

被災状況が刻々と変化する中、応援・派遣保健師の人数や応援内容も変化してくる。その状況に応じて、必要な支援内容を伝えるとともに、必要に応じて派遣体制の変更を随時する必要がある。

## 3 情報把握の手段としてITの有効活用

- (1) 被災直後は、回線の過密により、電話やFAXが不通になることが予想される。また、大きな余震時にも電話は不通になることもあるが、その場合無線対応のEメールでの対応が可能な場合がある。
- (2) 災害時、紙ベースでの資料が使用できないことが考えられる(特に水害)ので、パソコンにデータを入れておくと、瞬時に必要な書類を見ることができる。
- (3) 資料をCDやUSBに保存すると、膨大な資料を持ち運ぶことができる。
- (4) ITを積極的に活用するとタイムリーに情報を収集できるとともに、発信もできる。
- (5) インターネットから看護や保健活動に活かせる情報を得ることができる。
- (6) Eメールを活用し被災地から離れた所と情報の交流ができる。
- (7) 写メールやデジタルカメラ、デジタルビデオ、携帯パソコンがあれば、訪問現場から写真や映像を災害対策本部や所属へ送信し、寸時に関係者から判断を仰ぐことができる。